

情報
最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



地上デジタル放送を視聴
するための支援をします

総務省では、経済的な理由
等で地上デジタル放送を見る
ことができない世帯に対し、
簡易なチューナーを無償給付
するなどの支援を行います。

■ 支援の内容

- 簡易チューナーの無償給付
- アンテナ工事などが必要な
場合、無償による工事等の
実施

■ 対象

次のいずれかに該当
し、NHKの放送受信料が全
額免除となっている世帯

- 生活保護などの公的扶助を
受けている世帯
- 障害者がいる世帯で、かつ

世帯員全員が市民税非課税
の世帯

○ 社会福祉事業施設に入所さ
れている方

■ 受付期間

平成21年12月28日(月)まで

■ 注意事項

○ 支援の申し込みにはNHK
と受信契約を結び、全額免
除の適用を受ける必要があ
ります。

○ 支援は現物給付ですので、

ご自身で購入されたチュ
ナー、アンテナ改修などの
費用を清算することはでき
ません。

■ 問合せ

総務省 地デジチ
ューナー支援実施センタ
ー
TEL0570-033840
URL <http://www.chdejsien.jp/>

※受付は、月々金曜日は9時
〜21時、土・日曜日・祝日
は9時〜18時。

11月の市税ぐよみ

20日 市県民税第3期分、国
民健康保険税第4期分の督
促状の発送

30日 国民健康保険税第5期
分の納期限

※督促状1通につき100円
の督促料をいただきます。
※口座振替をご利用の方は、
納期限日の残高にご注意く
ださい。

災害遺児福祉手当

交通事故、労働災害、天災
などで生計を維持していた父
母等が死亡・障害(1級)の
状態となった児童の福祉を増
進するため、県では災害遺児
福祉手当を支給しています。

■ 支給対象

義務教育修了前または高等
学校に在学する遺児の保護者

■ 支給額

遺児1人につき月額3千円

■ 問合せ

市庁舎別館女性児童福祉課
子育て支援係
TEL0897-52-1337

○各総合支所市民福祉課
福祉係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

秋季全国火災予防運動
11月9日(月)~15日(日)

『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』

平成21年度全国統一防火標語

この運動は火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災
予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者および財産の
損失を防ぐことを目的に実施されています。

消防本部では、防火ポスターでの啓発や商店街の立入検査を
行うとともに、事業所対抗の屋外消火栓操法大会などの行事を
計画しています。

- 重点目標
 - 住宅防火対策の推進
 - 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
 - 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - 製品火災の防止に向けた取り組みの推進

■ 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しましょう！
既存住宅は、平成23年5月31日までに設置が必要です。

老朽化消火器の事故を
防ぎましょう！

消火器は圧力容器です。本
体容器やキャップにサビ、変
形、傷のあるものは、薬剤の
放出時に破裂して事故となる
恐れがありますので、絶対に
使用しないでください。

■ 破裂の恐れのある消火器

○ 製造後8年以上経過してい
る。(消火器交換の目安は
約8年です)

○ キャップ(首の部分)や底

部がサビついている。(事
故の多くはサビによる腐食
が原因です)

■ 消火器の廃棄方法

○ 本体にへこみや変形がある。
消火器を廃棄する場合は、
自分で薬剤を放出したり、分
解したりせず、必ず専門の業
者にご相談ください。

できませぬ。

■ 問合せ

消防本部予防課 予防係
TEL0897-56-0251